

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に
当たるときは、
翌日)

目 次
◇ 告 示 平成六年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき許可をすべ
き面積の限度
(森林保全課)

告 示

鳥取県告示第四百七十号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、保安林の平成六年度における皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

平成六年六月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定目的		同一の単位とされる保安林の所在場所	皆伐面積の限度 (ヘクタール)
水源のかん養	単位区域名		
鳥取地区	鳥取市、岩美郡、気高郡及び八頭郡(河原町及び郡家町に限る。)	一、二五八・三八	
八頭地区	八頭郡(河原町及び郡家町を除く。)	二、四六三・八二	
倉吉地区	倉吉市及び東伯郡	一、七一四・二二	
米子地区	米子市、西伯郡及び日野郡(溝口町及び江府町に限る。)	七、三二・四七	
日野地区	日野郡(日野町及び日南町に限る。)	一、七三二・七九	
鳥取	鳥取市	六九・二六	
倉吉	倉吉市	四四・三五	
米子	米子市	〇・二〇	
国府	岩美郡国府町	六・〇六	
岩美	岩美郡岩美町	九九・八〇	
福部	岩美郡福部村	〇・三〇	
郡家	八頭郡郡家町	一三・六四	
船岡	八頭郡船岡町	二・〇〇	
八東	八頭郡八東町	四・六六	
若桜	八頭郡若桜町	一四・八二	
河原	八頭郡河原町	一二・八〇	
用瀬	八頭郡用瀬町	一五・二二	
佐治	八頭郡佐治村	一・四六	
智頭	八頭郡智頭町	一二・九二	
気高	気高郡気高町	一・三〇	
鹿野	気高郡鹿野町	八四・六五	
青谷	気高郡青谷町	九・五三	
泊	東伯郡泊村	〇・〇六	

